

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2013

月刊

中小企業レポート

4

No.437

長野県中小企業団体中央会

特集

買い物弱者支援の取り組み事例
～平成24年度 買い物弱者問題研究会から～



KENSHIN chushokigyo kaikai katsuyou loan

お客さまの事業運用のキーポイント
未来の扉を開けるカギに。

事業性資金[運転資金・設備資金]に 中小企業会計活用ローン

ご融資金額
100万円以上
5,000万円以内

最大年0.3%
金利優遇

- ◆中小企業が準拠すべき会計ルールとして新たに公表された「中小企業の会計に関する基本要領」や「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリストをご提出いただいた場合、年0.2%金利優遇いたします。
- ◆「税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面」または(株)TKCが発行する「記帳適時性証明書」をご提出いただいた場合は、更に年0.1%金利優遇いたします。

※金利優遇内容は店頭またはホームページでご確認ください。

●ご融資にあたっては当組合所定の審査がございます。ご利用いただける条件を満たしていても審査によりご希望に添えない場合がございますのであらかじめご了承ください。●詳しくは窓口または担当者までお問い合わせください。



長野県信用組合 けんしん

[ホームページ] <http://www.naganokenshin.jp>

平成25年4月10日現在

知恵と力を合わせて信州を元気に

月
刊

中小企業レポート

2013

4

No.437

-
- 2 **特集 1**
買い物弱者支援の取り組み事例
～平成24年度 買い物弱者問題研究会から～
-
- 9 **労務管理のポイント**
被保険者証の交付前の治療費
-
- 10 **企業組合で創業にチャレンジ**
-
- 14 **経済産業省関連**
平成24年度補正予算の概要
-
- 16 **平成25年度税制改正**
中小企業関係税制改正のポイント
-
- 18 **第28回 伝統工芸品展が開催されました。**
-
- 20 **ものづくり中小企業・小規模事業者**
試作開発等支援補助金
-

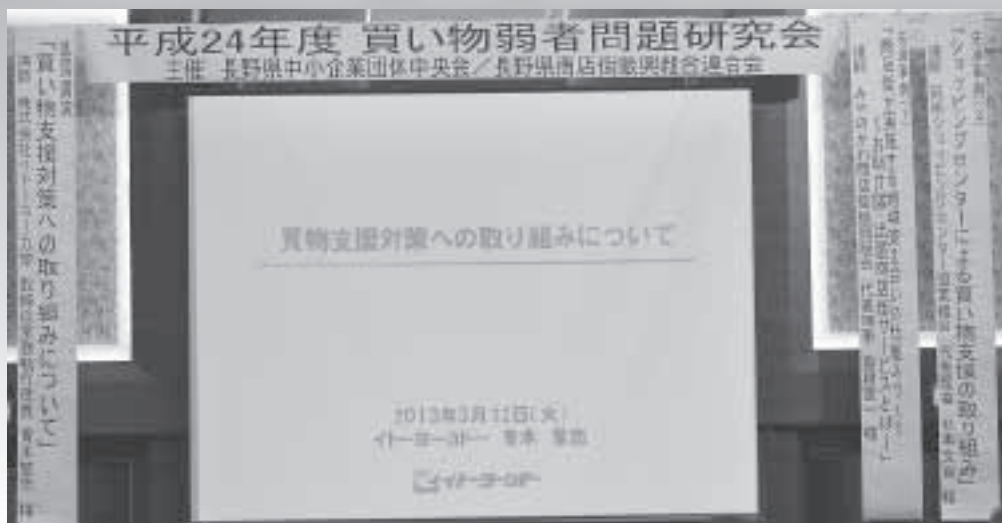


《木曾奈良井宿の曲物》

地元で産出されるヒノキやサワラの薄板を、円形・楕円形に曲げ加工した器物の商品で、その代表格は「メンパ」である。その用途は日用品として飯器・弁当箱・茶道具・そば道具・せいろなどに用いられている。

昭和57年10月長野県知事の指定伝統工芸品に認定されました。
(撮影協力:塩尻市奈良井 有限会社小坂屋漆器店)

買い物弱者支援の取り組み事例 ～平成24年度 買い物弱者問題研究会から～



平成25年3月12日、長野市内のホテルで長野県中小企業団体中央会と長野県商店街振興組合連合会の共催で「平成24年度 買い物弱者問題研究会」が開催された。小売店の撤退や高齢化の進展により移動手段を持たず、日常的な買物に支障をきたしている消費者が増え社会問題化している中、地域の商業施設や商店街、任意グループ等で買い物支援をする取り組みが県内各地で広がっている。今回は「地域を支える事業者の取り組み」を視点として、大手企業・全国の商店街組合・長野県内のショッピングセンター、それぞれの取り組み事例について学ぶことができた。

■事例1（第1部 基調講演より）

セブン&アイ・ホールディングス 「買い物支援対策への取り組みについて」

株式会社イトーヨーカ堂 取締役常務執行役員 青木繁忠 氏



■買い物支援対策への取り組み

全国の「買い物弱者（買い物難民）」の数は、約910万人と推定されている。買い物弱者とは、最寄りの店舗までの直線距離が500m以上あり、かつ、自動車を持たない人をいう。最寄りの店舗までの距離が直線で500m以上の人に限れば、約4,400万人に達する。

セブン&アイ・ホールディングスは「待ちの商売」から「お客様に近づく商売」への転換、つまり「御用聞き」の取り組みの推進をしている。

買い物支援対策への取り組み



全国の「買い物弱者（買い物難民）」の数は、

910万人と推定 ※2012/6 農林水産省

※買物弱者＝最寄りの店舗までの直線距離が500m以上あり、かつ、自動車を持たない人。
⇒最寄りの店舗までの距離が直線で500m以上の人に限れば、4400万人に達する。



「待ちの商売」から「お客様に近づく商売」への転換



Copyright(C) Ito-yokado Co.Ltd. All Rights Reserved.

買物支援対策

〈イトーヨーカ堂の取り組み事例〉

1. 移動販売（東京都多摩ニュータウンの事例）

東京都多摩市にある多摩ニュータウンは、最寄りの多摩センター店より、商品を持ち込んで、平成23年6月から移動販売サービスを開始した。1970年代に入居した団塊世代が一斉に高齢化し、65歳以上の高齢者比率は年々増加していた。高齢者の人口構成は36%と高かった（全国は24%）。近隣にスーパーはなく、駅まで2.5kmで、坂の多い地域である。

スタート時は、最寄店舗で事前に200品目の商品を選定、重い・かさばるを中心に常温販売可能な商品を持ち込んだ。4t車を活用、POSレジも持ち込み、現地で会計している。また、旧大丸ピーコック跡地で青空販売を実施していたが、暑さ

と寒さによる商品の鮮度管理の問題で、公民館で実施するようになった。

現在は、平均100名が来店。UR都市機構の公民館を無償で活用させて頂いており、地域のお客様の好評を得たものの、冷蔵品、冷凍品など設備が完備していないため、より大きな期待とご要望を頂いている。特にアンケートにより、生鮮品の品揃えに対する要望が非常に大きい。



買物支援対策



1. 移動販売
(東京都多摩ニュータウンの事例)
2. 進化版 移動販売
「あんしんお届け便」
3. ネットスーパー



近くて便利、セブンイレブンです。



4. あんしんお届け便(移動販売)
5. らくらくお届け便(コムスでお届け)
6. セブン・ミールサービス



Copyright(C) Ito-yokado Co.Ltd. All Rights Reserved.

2. 進化版 移動販売「あんしんお届け便」

アリオ上田店よりのお届けは、平成23年12月から開始、週5日運行し、約500アイテムを搭載している。肉魚野菜の生鮮商品、肌着・日用雑貨を選定、POSレジも内蔵している。

現在は、26箇所を1週間（5日間営業）で、次のルートを移動販売している。月曜日「坂城町ルート」、火曜日「上田・真田町ルート」、水曜日「長和町ルート」、木曜日「上田・坂城町ルート」、土曜日「長和町ルート」。

平成24年度は約19,700人のお客様が利用した。

巡回拠点の拡大に伴い多くのお客様に利用頂き、現在は黒字化となっている。

「プロの目」で責任をもって鮮度をチェック、②取扱商品は約3万アイテム、③折込前日にチラシが見れて、広告商品が店頭と同じ価格、④600以上のメニューレシピを紹介、⑤魚の調理・加工・寿司のさび抜きを行う、など。

ネットスーパーの活用は、お客様自身の登録とは別に、離れている両親や子息が住んでいる地域で店舗登録をしておき、代行注文するといった仕送りの利用が増加している。国内で仕送りの注文は、1日約100～120件あり、新たな買物需要への対応につながっている。

3. ネットスーパーの取組み

ネットスーパーとは、インターネットで注文を受け、店頭から最短3時間で商品をお届けするサービス。配送は店舗から5km圏。長野県では、アリオ上田・アリオ松本・長野店の3店舗でサービスを実施中。

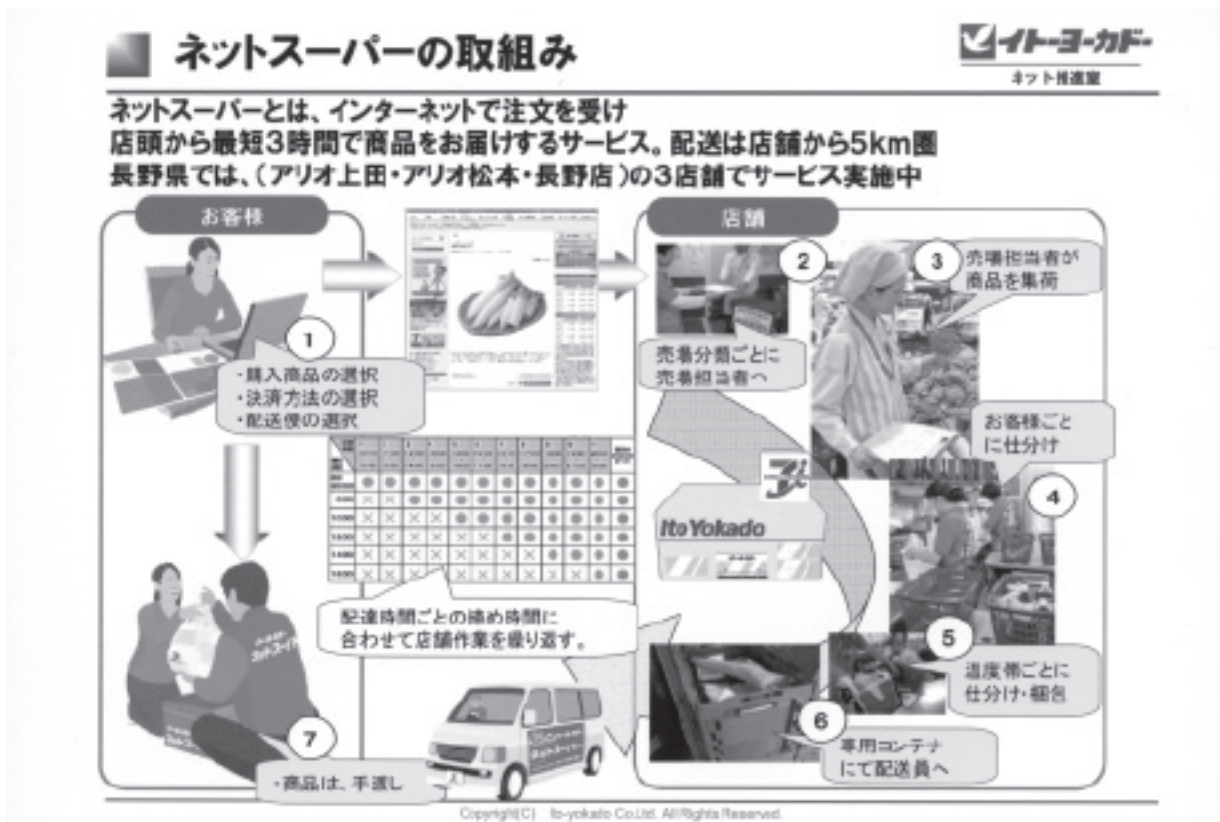
イトーヨーカドーネットスーパーの特徴は、①

〈セブンイレブンの取り組み事例〉

4. セブンイレブン あんしんお届け便

サービスを開始したのは、平成23年5月からで、現在は1道14県で31台が稼働している。長野県では、木曽郡で1月18日からサービスを開始した。

移動販売車の主な特長は、①移動販売専用車両として独自に開発、②常温、20℃（おにぎり等の



米飯類)、5℃(冷凍庫)、-20℃(アイスクリーム)、65℃(ホット飲料)の5温度帯の販売が可能、③四輪駆動車(雪道に対応)、④電子レンジの設置が可能、⑤環境に配慮した軽トラック、⑥販売商品は、約150アイテム(おにぎりや弁当、サンドイッチ等のデイリー商品をはじめ、ソフトドリンクやカップ麺等の加工食品、アイスクリーム・冷凍食品、日用雑貨等)。

5. セブン-イレブン らくらくお届け便

平成24年7月よりサービスを開始した。

現在全国200店舗で展開中。店内約2,700～2,800アイテムの商品を対象に、お客様からの注文により、超小型電気自動車のコムスで届けている。

平成25年度以降は、さらに1,000台追加を予定。
今後数年で約4,000店へ導入を検討している。長野
県内での導入は、次の5店舗。

①須坂運動公園店、②坂城四ツ屋店、③松本女鳥羽一丁目店、④駒ヶ根大徳原店、⑤諏訪高島四丁目店。

6. セブンミールサービス

平成12年からサービスを開始、平成24年5月からサービスの内容を変更し、500円以上から配送している。お届けは、1日2回、お昼と夕方につくりたてのおいしさをお客様の自宅まで届ける。商品は、レンジで温めるだけで食べられる弁当や惣菜、カット済みの食材セットから、青果や果物、肉、干物、たまご、飲料、デザートまで品揃えしている。配送料は、注文500円以上から無料で配達している。

500円未満の注文は、120円で配達。

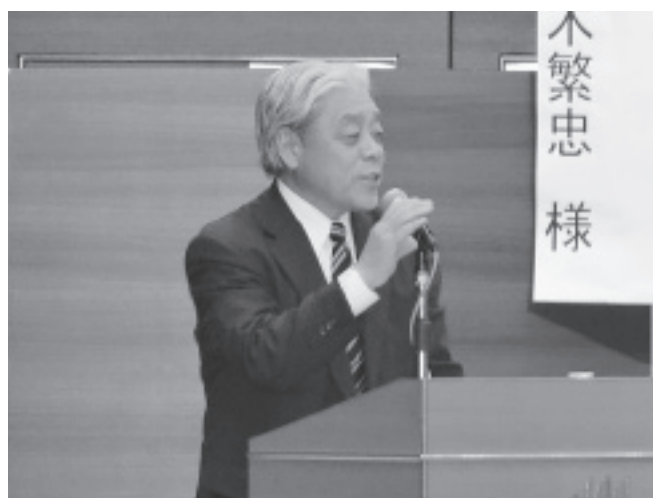
展開する店舗は、約1万店からスタート、順次拡大する予定である。注文方法は、カタログやセブンミールサイト、電話でも注文が可能。お渡し方法は、商品は、自宅等への配達、もしくは店舗での受取りを選ぶことができる。

こたわりは、商品は管理栄養士の監修により健康に配慮し、1日分から年中無休で、注文の翌日に届く仕組みである。

■事例2（第2部 全国の事例より）

「商店街が実施する地域支え合いの仕組みづくり ～おたすけ隊・出張商店街 サービスとは～」

みやのかわ商店街振興組合 前理事長 島田憲一 様



みやのかわ商店街は、ナイトバザールの成功によって一躍有名な商店街となった。ナイトバザールは、昭和62年10月からスタートし、今年で約25年間続く商店街のメインイベントとなっている。当組合は、先進的な事業について色々な取り組みを行っている。

1. ボランティアバンク「おたすけ隊」

ボランティアバンク「おたすけ隊」は、高齢者、子育て中の方、障がいをお持ちの方などが、商店街が仲立ちとなり、元気な高齢者が援助の必要な高齢者等の依頼に応じて、買い物代行、散歩・外出等の支援、家事手伝いなどのボランティア活動を行う仕組み。利用料金は、800円（1時間）のチケットで支払う。所要時間は、1時間単位となる。

2. 出張商店街「楽楽屋」

出張商店街「楽楽屋」では、市内の高齢者施設等に商品をもって商店街が出張販売している。当初は、買い物代行だけを考えており、老人施設等にも足を運び事業の説明を行ったが、そこで働く

人に年寄りはお自分の目で見、自らが買ひ物がしたいことを聞き、それなら商店街がここに来れば良いと考えて出張商店街を思ひつゐた。

「このような活動を行うことは、小さなお店にとってお得意さんを増やすことにつながる」（島田前理事長）としている。



■事例3（第3部 長野県内の事例より）

「ショッピングセンターによる 買い物支援の取り組み」

阿南ショッピングセンター協業組合 代表理事 杉本文良 様

阿南ショッピングセンター協業組合は、南信の阿南町の国道151号線沿いにある鮮魚、精肉、野菜、惣菜のほか衣料品、薬品、雑貨、酒類などを販売する共同店舗を運営している。

平成23年度には長野県の「高齢買い物弱者支援モデル事業」に選定され、平成23年9月から町内の希望する高齢者を自宅から同店まで送迎する事業をスタートした。

計画では土日を除く週5日の実施だったが、イベントや特売日に店舗に行きたいという利用者のニーズを受けて、現在は土日も含めて送迎を受け付けている。

平成23年9月から平成25年2月までの18カ月間の実績は、月平均実施日17.4日、1日の平均利用件数は約1.7件、1日の平均利用人数は約2.1人となっている。

一度利用してもらえればリピーターとなるため、現在のリピーターは約20名前後。乗りあわせではな

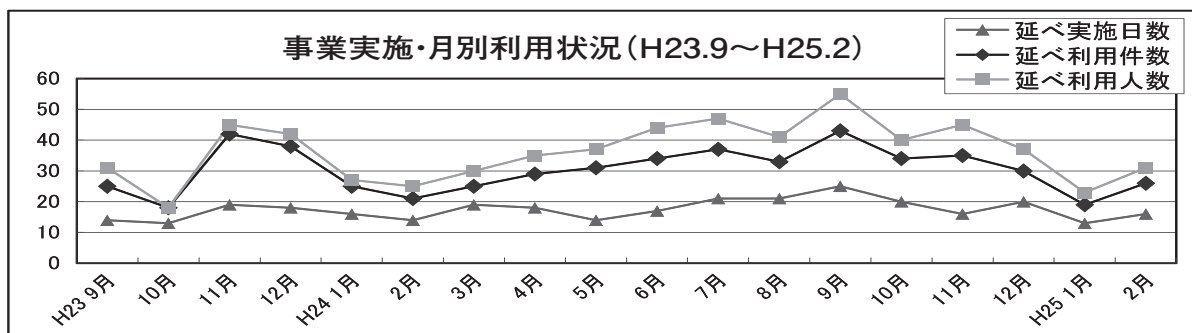


く、個別な利用も可能であるが、近所の人たちで声かけをして乗りあわせで来ることも多い。「買い物支援は、事業者としてのボランティア活動の一環。経費は持ち出しだけど、地域社会への貢献の一つと考えている」（杉本代表理事）。

事業実施・月別利用状況（H23.9～H25.2）

	H23 9月	10月	11月	12月	H24 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H25 1月	2月	合計
延べ実施日数	14	13	19	18	16	14	19	18	14	17	21	21	25	20	16	20	13	16	314
延べ利用件数	25	18	42	38	25	21	25	29	31	34	37	33	43	34	35	30	19	26	545
延べ利用人数	31	18	45	42	27	25	30	35	37	44	47	41	55	40	45	37	23	31	653

事業実施・月別利用状況（H23.9～H25.2）



お互いに助け合い、信頼される共済として 皆様を応援します！

火 災 共 済

☆経営基盤である財産の保全をバックアップ

自動車事故費用共済

☆交通事故による経済的負担をサポート

医療総合保障共済

☆24時間「健康相談」および「名医」をご紹介

労働災害補償共済

☆経営の安定化と従業員の安心をサポート

お問い合わせは、本部または各支部へ

長野県火災共済協同組合
長野県中小企業共済協同組合

〒380-0936
長野市中御所岡田 131-10 中小企業会館 2 階
TEL026 (228) 1174 FAX026 (228) 7497
<http://www.alps.or.jp/kasai/>

ETC 各種サービスのご紹介

大口・多頻度割引制度（後払制度）

日本高速道路(株)発行の ETC コーポレートカードを使用して、ETC システムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し利用実績に応じて割引されます。

但し、1 台月額 3 万円以上となります。

法人会員の ETC カードによる割引制度（後払制度）

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために当組合の ETC クレジットカードを使用して、利用実績に応じてマイレージ割引をいたします。

ORSE

財団法人
道路システム高度化推進機構
登録番号 第 0448-022764 号

ETC 車載器の
販売、セットアップ
できます。

申込み・問い合わせは

（協）長野県商工振興会

<http://www.alps.or.jp/shoko/>

〒380-0936 長野市岡田 131-10 中小企業会館内
TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511

被保険者証の交付前の治療費

入社して間もない従業員から、「病院で受診したいので早く被保険者証がほしい」と言われることはないでしょうか。年金事務所への手続きは済んでいても被保険者証が事業所に届くには数週間かかるため、まだ手元にないケースが発生します。

このような時はどうしたらよいのでしょうか。

一般的には受診する本人がその医療機関に「今、会社（等）で手続きをしている最中で、まだ届いていません」などと事情を説明すると、一旦全額自己負担して、後日被保険者証が届いたら今回の領収書等を持参し、精算をして本来の自己負担額である3割分を超えた金額を返してもらう、というケースが多いようです。場合によっては長年付き合いのある親しい医院などは、次の受診時に有効な被保険者証を持参してもらえを前提に3割の自己負担のみの支払いで済むこともあるようです。

また被保険者証の持参が遅れた場合（期限は医療機関から指定された期日）は医療機関での精算ではなく、全国健康保険協会などへ申請をして「療養費」として現金給付を受けることになります。（自己負担額は保険適用した場合と同額）。

注意することは、被保険者証がない場合の受診は自由診療となり、保険適用した場合より高い治療費を請求される場合もあります。（一般的には自由診療とはいえ、保険適用した場合と同じ算定方法により請求しているケースが多いようです）。この場合には療養費を請求しても健康保険法の規定により算定した金額しか支給されません。つまり自己負担額が保険適用した場合よりも増えてしまうことになります。

他の方法として、「健康保険被保険者資格証明書」を発行してもらうこともできます。これは是非当初から保険適用で受診したいと言われた場合や、医療機関から至急被保険者証の提示を求められている場合などに、年金事務所に資格取得届を提出する際、同時に「健康保険被保険者資格証明書交付申請書」を提出することにより、その場で証明書を発行してもらうこともできます。これにより被保険者証持参の場合と同じ扱いで受診することができます。

会社等としては、入社間もない従業員や紛失などにより被保険者証を再発行中の従業員が受診する場合の対応を十分説明し、被保険者証がないために具合が悪くても受診せずに病状が悪化してしまうようなことがないようにしましょう。

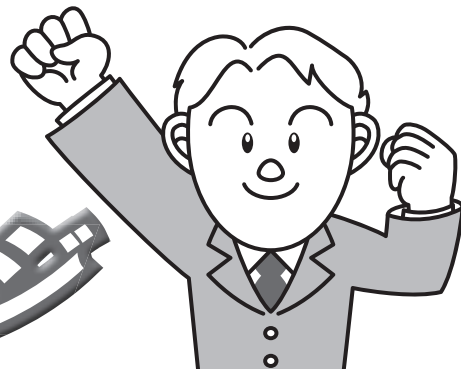
4月からは新たな人材を雇い入れる企業も多いのではないのでしょうか。

学卒などの若い社員は受診するケースは少ないかもしれませんが、中途入社や定年後の再雇用者など中高年従業員の場合は定期的に受診していることもよくあります。

加入の手続きは早めに行いましょう。

クサマ社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 草間 秀明

企業組合で 創業にチャレンジ



企業組合は、事業者や勤労者、主婦、学生など個人（4人以上）が集まり、各自が組合員となって資本と労働を持ち寄り、自らの働く場を確保するための組織です。

会社と同じように様々な事業を行うことができます。

最近では、企業をリタイアした人材や主婦、高齢者、SOHO事業者等が自らの経験、ノウハウを活かして働く場を作ろうとするケースが増えており、介護福祉、託児所開設、地元特産品の開発、ソフトウェア開発、インターネットを活用したビジネス等、様々な分野での創業に活用されています。

全国各地で2,500を超える企業組合が積極的な事業活動を展開しており、長野県内でも約40の企業組合が、地域振興や介護・福祉などの多様な事業に取り組んでいます。

次回以降は、企業組合の具体的事例についてご紹介していきます。

企業組合とはこんな制度です。

企業組合は個人の創業と働く場の確保を応援する制度です。

企業組合は、中小企業等協同組合法に基づく組合組織の一つです。事業者、勤労者、主婦、学生などの個人の方々（4人以上）が組合員となって、お互いに資本と労働を持ち寄り、自らの働く場を創造する組織です。

組合自体が一つの事業体となり、組合員それぞれの有する技術・技能やアイデアを活かした事業を会社と同じように実施することができます。いわば、個人が集まって創業し、自らの安定した就業の場を創り出すことを目的とした制度です。

ここがポイント

4人以上の個人が資本と労働を持ち寄って設立します。

あなたのやる気と能力を活かすための組織です。

誰にでも培ってきた技術・技能、専門知識や資格があります。組合員になろうとする人々が、お互いの経験や技能を評価し合い、それを経営資源として事業を立ち上げます。

せっかくのキャリアや能力を埋もれさせることもなく、新たな職場づくりにつなげることができます。また、組合が実施する事業に特段の制限はありません。

ここがポイント

経営資源は組合員の経験や技能です。

学歴・年齢・性別不問、働き方や給料はみんなで決定。

組合員には年齢、学歴などの制限は全くありません。また、勤務形態や労働時間、給与など「どのような働き方をするか」も組合員で決定します。これにより、年齢や体力にあわせて事業に参加していくことが可能です。

ここがポイント

民主的な運営を基本とし、労働条件等は組合員自ら決定します。

組合事業への従事等が必要です。

企業組合は、働きたい個人の働く場を確保し、協同して事業を行う組織ですから、本来ならばできるだけ多くの組合員が組合事業に従事することが理想です。

しかし、事情によって参加できない組合員もいることから、一定の割合の組合員が組合事業に従事する義務が課されている（従事比率）ほか、従業員の一割が組合員であること（組合員比率）が必要となっています。

ここがポイント

- ・従事比率：組合員の2分の1以上は組合事業に従事することが必要です。
- ・組合員比率：全従業員の3分の1以上は組合員であることが必要です。

法人も組合に参加することが可能です。

企業組合は、個人の方々が組合員となって自らの働く場を創り上げていくことが基本ですが、組合の機能を強化し事業をより効率的に推進するため、一定の制限のもとに株式会社等の法人や任意グループも特定組合員として加入することができます。外部の経営資源を効果的に活用し、組合活動の活性化が図れます。

ここがポイント

特定組合員は数では全体の4分の1以下、出資総額では2分の1未満であることが必要です。

地域振興や社会貢献など時代の要請に応える組織です。

組合員の働く場の確保だけでなく、地域や社会に貢献する「ソーシャル・ビジネス」として活動する組合も増えています。地元の地域資源を活用した「まちおこし・むらおこし」などの地域活性化への取り組み、訪問介護事業等を通じた高齢化社会への対応、公的施設の管理運営など地域社会の課題解決を担う組織としても注目されています。

ここがポイント

地域社会への貢献を目標とする組合は、企業組合全体の約3割もあります。

経営力強化保証について

中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関[※]と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的として設立された制度です。ぜひご活用ください。

※認定経営革新等支援機関

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項（平成24年8月30日施行）の規定に基づき主務大臣の認定を受けた税理士・金融機関等の専門家です。

経営力強化保証の概要	
保証限度額	2億8,000万円（組合等4億8,000万円以内）
保証割合	責任共有制度の対象 （ただし、責任共有制度の対象除外となる保証付きの既往借入金を同額以下で借り換える場合は、責任共有制度の対象除外）
資金使途	事業資金（ただし、事業計画の実施に必要な資金に限る）
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 運転資金5年以内、設備資金7年以内 ただし、本制度によって保証付きの既往借入金を借り換える場合は、10年以内。なお、据置期間はそれぞれ1年以内。
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	一括返済または分割返済
担保	必要に応じて提供していただきます
連帯保証人	原則として法人代表者以外の保証人は不要
保証料率	責任共有制度の対象の場合 0.45%～1.75% 責任共有制度の対象除外の場合 0.50%～2.00% 原則、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用。
申込方法	金融機関経由
添付書類	信用保証協会所定の申込資料の他、以下の書面が必要 ○「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ○事業計画書（申込人が策定したもの） ○認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面 （事業計画書に記載されている場合は不要）

詳細については、お近くの信用保証協会窓口までお問い合わせください。



長野県信用保証協会

ホームページ <http://www.nagano-cgc.or.jp>

E-mail hosyo@nagano-cgc.or.jp

「食べ残しを減らそう県民運動」

宴会 たべきり キャンペーン



幹事さん！「たべきり応援幹事」として、
食べ残しのでないエコな宴会を演出してみませんか？

全部
できたら
名幹事！

たべきり応援幹事 心得

当日編

- 一、お開き前（中締め前）には
「有るを尽くして」
食べきるよう呼びかけましょう
- ※信州人の二個残しは「もったいない」ですよ
- 一、大皿にちよつとずつ残ったお料理は
食べられる人に勧めましょう
- 一、宴会開始時に「残さず食べよう」と
呼び掛けて食べ残しが出
ないようにならしましょう

予約編

- 一、お店を予約する時は
参加者の年齢層や男女比
会の趣旨などを
お店の人に伝えましょう
- ※お店は、顔ぶれに合わせたお料理を考えています



「もったいない 食べるよろこび 考えよう」

（食べ残しを減らそう県民運動応援メッセージ 中学生の部 入賞作品）

ながのけん リサイクルキャラクターるん

長野県環境部廃棄物対策課（H23.7）

経済産業省関連 平成24年度補正予算の概要

国では、平成25年1月11日に「日本経済再生に向けた緊急経済対策」及び1月15日に関連補正予算案を閣議決定し、2月26日には関連補正予算が成立しました。

この内、経済産業省関連施策の中小企業・小規模事業者対策に関する事業概要をご紹介します。

■ 中小企業・小規模事業者対策（5,434億円） ■

(1) 新たなビジネスへのチャレンジへの支援、ものづくり支援、商店街の活性化等

■ ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金 1,007億円

きめ細かく顧客ニーズをとらえる創意工夫を促すために、ものづくり中小企業・小規模事業者（町工場）が実施する試作開発や設備投資等に要する費用の一部を補助する。（認定支援機関たる地域金融機関等と連携し、総合的な支援を講ずる。）

■ 商店街まちづくり事業（補助） 200億円

商店街振興組合等が、地域の行政機関等からの要請に基づいて、地域住民の安心・安全な生活環境を守るための施設・設備の整備（防犯カメラの設置、街路灯の整備、高齢者の生活のための女性や若手の創業等による空き店舗活用）等を行う場合に補助する。

■ 地域商店街活性化事業（補助） 100億円

地域の中小小売商業者が行う集客力向上の取組や消費喚起イベント等を支援する。

■ 地域自立型買い物弱者対策支援事業費（補助） 10億円

共同宅配や移動販売等の事業に対し補助を行い、買い物に不便を感じる高齢者等のいわゆる「買い物弱者」に対し、円滑な商品購入機会を確保する。

■ 中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金 15億円

中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた市町村において、まちづくり会社等が実施する取組を支援する。具体的には、①まちの魅力を高めるための事業化調査、②先導的・実証的な取組、③専門人材の派遣に対し、緊急に重点的支援を行う。

■ 地域需要創造型等起業・創業促進補助金 200億円

地域のニーズを的確に把握し独創的なサービスや商品等を新たに提供する事業計画を持つ女性に対して、その創業事業費等の一部を補助する。

また、若者の起業・創業に対しても支援を行う。

（それぞれ認定支援機関たる金融機関等と連携し、総合的な支援を講ずる。）

■ 中小企業・小規模事業者人材対策事業（補助） 282億円

中小企業・小規模事業者における優秀な人材を確保するため、育児等で一度退職し再就職を希望す

る女性等に対して、中小企業・小規模事業者が行う職場実習を支援する。

また、大学等での中小企業・小規模事業者の魅力発信から、学生と中小企業・小規模事業者とのマッチング、新卒者の採用・定着までを一貫して支援するとともに、新卒者等に対して、中小企業・小規模事業者が行う職場実習を支援する。

■中小企業・小規模事業者海外展開事業化・研修支援事業（補助） 20億円

中小企業・小規模事業者が行う海外展開に係る実現可能性調査（F／S調査）、官民の現地支援機関が連携した現地支援プラットフォームの構築等により、中小企業・小規模事業者の海外事業展開実現までの一貫した支援を行う。また、中小サービス業等の海外展開を支える現地従業員を育成するために日本で行う研修等について支援を行う。

■中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業（委託） 15億円

I Tクラウドを活用し、100万社以上の中小企業・小規模事業者と、1万以上の専門家・先輩経営者等とをつなぎ、実践的な知識・ノウハウの共有やビジネスマッチング等を実現する。

■地域力活用市場獲得等支援事業（補助） 200億円

中小企業・小規模事業者が行う新商品開発、内外販路開拓、海外共同現地進出、統合財務管理ソフトの開発・導入等を支援することにより、中小企業・小規模事業者の販売力強化、財務管理能力の向上を図る。

■消費税転嫁対策窓口相談等事業（補助） 42億円

消費税率の2段階にわたる引上げや制度変更の円滑な実施のため、中小企業団体等が行う講習会、相談窓口の設置やパンフレット等による周知などに対して補助する。

(2) 経営改善・事業再生支援、資金繰り支援

■認定支援機関向け経営改善・事業再生計画研修事業（補助） 5億円

経営力強化支援法に基づく認定支援機関（税理士、弁護士、金融機関等）に対して、大手会計法人等による研修を実施し、事業再生・経営改善計画の策定能力の強化を行い、中小企業・小規模事業者の事業再生・経営改善を促進する。

■認定支援機関による経営改善計画策定支援（補助） 405億円

中小企業・小規模事業者が行う経営改善計画の策定に対して、経営力強化支援法に基づく認定支援機関が行う支援やフォローアップに対して補助を行う。

■中小企業再生支援協議会の機能強化（補助） 41億円

年3千件程度の事業再生計画の策定支援を確実に実施できるよう、中小企業再生支援協議会の全国本部の人員の拡充等の機能強化を進める。

■中小企業・小規模事業者の資金繰り支援（その他） 2,893億円

（※財務省計上1,713億円、経産省計上1,180億円）

経営支援とあわせた公的金融・信用保証による資金繰り支援を実施し、中小企業・小規模事業者の再生・経営改善等の取組を推進しながら、中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す。

平成25年度税制改正大綱が閣議決定され、経済産業省関係の税制改正が公表されました。

ここでは、中小企業関係税制のポイントについてご紹介いたします。

事業承継税制の拡充

(相続税・贈与税)

中小企業経営者の平均年齢が約60歳となっており、事業承継の円滑化は喫緊の課題。

事業承継税制の適用要件の見直しや手続の簡素化を通じ、制度の使い勝手の大幅な改善を図る。

改正概要 ※平成27年1月より施行（相続税改正と併せて施行）

後継者は、先代経営者の親族に限定。

親族外承継を対象化。

雇用の8割以上を「5年間毎年」維持。

雇用の8割以上を「5年間平均」で評価。

要件を満たせず納税猶予打ち切りの際は、納税猶予額に加え利子税の支払いが必要。

利子税率の引下げ（現行2.1%→0.9%）。
承継5年超で、5年間の利子税を免除。

相続・贈与から5年後以降は、後継者の死亡又は会社倒産により納税免除。

民事再生、会社更生、中小企業再生支援協議会での事業再生の際には、納税猶予額を再計算し、一部免除。

先代経営者は、贈与時に役員を退任。

贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に。（有給役員として残留可）

制度利用の前に、経済産業大臣の「認定」に加えて「事前確認」を受けておく必要あり。

事前確認制度を廃止。

猶予税額の計算で先代経営者の個人債務・葬式費用を控除するため、猶予税額が少なく算出。

先代経営者の個人債務・葬式費用を株式以外の相続財産から控除。

商業・サービス業・農林水産業活性化税制の創設

(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

消費税率の二段階の引上げに備え、商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の活性化に資する設備投資を促進し、これらの産業の活性化を図る。

改正概要 【適用期間：2年間（平成26年度末まで）】

○商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等が建物附属設備（1台60万円以上）又は器具・備品（1台30万円以上）を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除（注）を認める措置を創設する。

（注）税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業等に限る

中小商業・サービス業、農林水産業



相談

アドバイス

アドバイスを踏まえた設備投資

アドバイスをを行う機関

認定経営革新等支援機関
商工会議所
商工会
都道府県中小企業団体中央会
商店街振興組合連合会 等

税制措置

（特別償却又は税額控除）

中小法人の交際費課税の特例の拡充

(法人税、法人住民税、事業税)

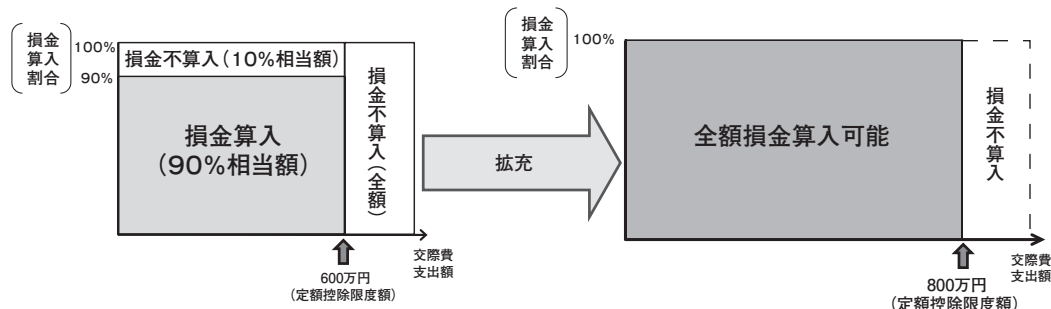
中小企業の交際費の支出による販売促進活動の強化等を図り、景気回復を後押しするため、中小企業（資本金1億円以下の法人）が支出する800万円以下の交際費を全額損金算入可能とする。

改正概要

【適用期間：1年間

（平成25年度末まで）】

○中小企業が支出する800万円以下の交際費を全額損金算入可能とする。



研究開発税制の拡充

(法人税・所得税・法人住民税)

我が国の研究開発投資総額の約7割を占める民間企業の研究開発投資(約12兆円)の促進により、我が国の成長力・国際競争力を強化する。

改正概要

- 総額型の控除上限の引上げ(法人税額の20%→30%)【適用期間：2年間(平成26年度末まで)】
- 特別試験研究費(控除率12%)の範囲に、一定の企業間の共同研究等を追加。

生産等設備投資促進税制の創設

(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

国内設備投資需要を喚起する観点から、国内設備投資を増加させた法人が新たに国内で取得等した機械・装置について、30%の特別償却又は3%の税額控除を認める。

改正概要【適用期間：2年間(平成26年度末まで)】

- 以下の①及び②の要件を満たした場合、新たに国内において取得等をした機械・装置について、30%の特別償却又は3%の税額控除(法人税額の20%を限度)を認める。
 - ①国内における生産等設備への年間総投資額が適用事業年度の減価償却費を超えていること
 - ②国内における生産等設備への年間総投資額が前事業年度と比較して10%超増加していること
- (注1) 生産等設備とは、その法人の事業の用に直接供される減価償却資産(無形固定資産及び生物を除く。)で構成されているものをいう。なお、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等は該当しない。
- (注2) 損金経理をした金額は、前事業年度の償却超過額を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含む。

グリーン投資減税(環境関連投資促進税制)の対象設備の拡充等

(所得税・法人税・法人住民税・事業税・固定資産税)

○再生可能エネルギーの最大限の導入、省エネの最大限の推進に向けて以下の税制措置を講ずる。

- ①太陽光・風力発電設備の即時償却制度の適用期限を延長するとともに、その対象設備の範囲に、コージェネレーション設備を追加する。【適用期間：2年間(平成26年度末まで)】
- ②中小水力発電設備、定置用蓄電設備、省エネ設備(LED照明、高効率空調等)等を30%特別償却(中小企業は7%税額控除)の対象に追加する。【適用期間：平成27年度末まで】

○コージェネレーション設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、課税標準となるべき価格の5/6に軽減する。【適用期間：2年間(平成26年度末まで)】

改正概要 (グリーン投資減税)

7%税額控除 (中小企業のみ) 又は 即時償却 【平成25年3月末まで】	・太陽光発電設備 (10kW以上) ・風力発電設備 (1万kW以上)	7%税額控除 (中小企業のみ) 又は 即時償却 【平成27年3月末まで】	・太陽光発電設備 (10kW以上) ・風力発電設備 (1万kW以上) ・コージェネレーション設備
7%税額控除 (中小企業のみ) 又は 30%特別償却 【平成26年3月末まで】	・コージェネレーション設備 ・ハイブリッド建設機械 ・電気自動車 ・電気自動車用急速充電設備 等	7%税額控除 (中小企業のみ) 又は 30%特別償却 【平成28年3月末まで】	・ハイブリッド建設機械 ・電気自動車 ・電気自動車用急速充電設備 ・中小水力発電設備 ・下水熱利用設備 ・定置用蓄電設備 ・LED照明 ・高効率空調 等

設備追加
等

印紙税の見直し

(印紙税)

税制抜本改革法を踏まえ、受取書にかかる印紙税の負担を軽減する。

改正概要 ※平成26年4月以後に作成される受取書について適用

○受取書について、非課税枠を拡大する。

※あわせて、不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税率の特例について、税率を引き下げる。

【主な印紙税の非課税枠】

売上代金に係る金銭又は
有価証券の受取書 : 3万円未満 → 5万円未満へ拡大
約束手形又は為替手形 : 10万円未満

(参考) 税制抜本改革法(平成24年8月10日成立)

第七条(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

一カ 印紙税については、建設工事の請負に関する契約書、不動産の譲渡に関する契約書及び金銭又は有価証券の受取書について負担の軽減を検討する。

第28回

伝統工芸品展が 開催されました。



3月20日（水）～26日（火）松本市井上百貨店にて、第28回長野県伝統工芸品展が開催されました。（主催：長野県伝統工芸品産業振興協議会・長野県・長野県中小企業団体中央会）会場には、国指定伝統的工芸品の7産地、県指定の伝統的工芸品の12産地、その他伝統工芸品7産地が参加、展示販売のほか伝統工芸を身近に体験できる製作体験コーナーや製作実演が行われ、会場をにぎわせていました。

20日（水）のオープンの先駆けて開会式が行われ、関東経済産業局産業部製造生産課課長の青木宏氏をはじめ、来賓の皆様によるテープカットで伝統工芸品展は華々しく幕を開けました。



ご来賓の方々（左順）

木曾漆器工業（協）
理事長 宮原 豊 氏
松本市商工観光部
部長 平尾 勇 氏
関東経済産業局産業部製造生産課
課長 青木 宏 氏
井上百貨店
店長 上嶋 保 氏
長野県商工労働部ものづくり振興課
課長 小林 宰 氏

今回の「進化する信州の伝統工芸品 ～今 懐かしくて、新しい～」というテーマに基づいた企画展示ブースでは、全自動食器洗浄機でも使用できる漆器や軽さを追求した信州紬のストール等、木曾漆器（木曾漆器工業協同組合）、信州紬（長野県織物工業組合）、飯山仏壇（飯山仏壇事業協同組合）、松本家具（松本家具工芸協同組合）、内山紙（内山紙協同組合）、南木曽ろくろ細工（南木曽ろくろ工芸協同組合）、信州打刃（信州打刃物工業協同組合）の国指定伝統的工芸品7産地の伝統と革新が融合した進化した伝統工芸品が数多く出展され、多くの人の興味を引いていました。

同時開催された下水内郡栄村の伝統工芸品展では、平成23年3月の長野県北部地震で被災した「横倉の桐下駄」や「秋山木鉢」の他、愛猫家の間で密かな人気の「ねこつぐら」などが展示されており、来場者からは「ねこつぐらが暖かそうでとても欲しくなりました。」との声も聞かれました。震災で大きな被害を受けた横倉地区で作られている桐下駄は深刻な工房の被害に加えて、後継者不足等の問題も相まって本格的な再開にはまだ届かないとのことでした。その現状を聞いた来場者からは「とても残念。早い復興と解決を祈ります」と温かい言葉も寄せられました。



会場では摺漆塗り檜箸や藍染め、手織ハタなどの工芸品体験コーナーも開設され、子供から大人まで多くの人が世界で一つだけのオリジナル工芸品製作を楽しみました。



7日間の期間中に訪れた来場者は3534人。多くの方にご来場いただき、大盛況のうちに第28回伝統工芸品展は幕を閉じました。

伝統を守り次世代に引き継ぎながら、新しいことにチャレンジして時代をリードしていくという生産者の創意工夫と努力が強く伝えられた展示会となりました。

ご来場いただいた皆様に感謝を申し上げるとともに、今後も信州の素晴らしい伝統工芸品を地域の皆様と共に支えていきたいと強く感じました。

ものづくり中小企業・小規模事業者 試作開発等支援補助金

経済産業省では、平成24年度の補正予算事業として、「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金」の対象事業者を募集しています。

事業概要

※事業の詳細、公募要領及び申請書様式は、長野県中小企業団体中央会ホームページに掲載しています。

補助対象事業	ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資等の取組みであり、以下の（１）から（３）の要件をすべて満たす事業 （１）顧客ニーズにきめ細かく対応した競争力強化の形態として、以下のいずれかの類型に概ね合致する事業であること ①小口化・短納期化型 ②ワンストップ化型 ③サービス化型 ④ニッチ分野特化型 ⑤生産プロセス強化型 （２）どのように他社と差別化し競争力を強化するかについての事業計画を提出し、その実効性について認定支援機関により確認されていること （３）わが国製造業の競争力を支える「中小ものづくり高度化法」22分野の技術を活用した事業であること ——〈22分野技術〉—— 組込みソフトウェア、金型、冷凍空調、電子部品・デバイスの実装、プラスチック成形加工、粉末冶金、溶射・蒸着、鍛造、動力伝達、部材の締結、鋳造、金属プレス加工、位置決め、切削加工、繊維加工、高機能化学合成、熱処理、溶接、塗装、めっき、発酵、真空
対象者	本補助金の交付先は、日本国内に本社及び開発拠点を有する中小企業者に限ります。本事業における中小企業者とは、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第2条第1項に規定する者。
事業期間	本事業期間は、原則、交付決定日から平成26年5月末日までとなります。ただし、複数回の公募を予定しており、事業期間変更の可能性があります。
助成金額	1,000万円以内
助成率	補助対象経費の2／3以内
助成対象経費	原材料費、機械装置費、外注加工費、技術導入費、直接人件費、委託費、知的財産権関連経費、専門家謝金、専門家旅費、運搬費、雑役務費

申請方法等は長野県中小企業団体中央会のホームページを参照ください。

(<http://www.alps.or.jp/mono-nagano2013/>)

【参考1】認定支援機関について

近年、中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、平成24年8月30日に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設されました。

認定制度は、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を、経営革新等支援機関として認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するものです。

※認定支援機関一覧については、下記のホームページをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kan.htm>

【参考2】「ものづくり高度化法」について

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」とは、我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を図るため、中小企業が担うものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発及びその成果の利用を支援するための法律です。（平成18年4月26日公布 平成18年6月13日施行）

特定ものづくり基盤技術の指定

我が国製造業の国際競争力の強化等に特に資する技術を経済産業大臣が指定します。（鋳造、プレス加工、めっき等22技術）詳細は下記ホームページをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/portal/index.htm>

その他

- (1) 補助金の支払については、通常は本事業終了後に実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払となります。特に必要と認められる場合、年度の途中での事業の進捗状況を確認し、代金の支払が済んでいることを確認した上で、当該部分に係る補助金が支払われる（概算払）場合もあります。
なお、補助金は経理上、支払を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- (2) 原則として、本事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。
- (3) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (4) 本事業終了後、事業の成果について、必要に応じて補助事業実施者に発表していただくことがあります。

事業の内容

事業の概要・目的

○きめ細かく顧客ニーズをとらえる創意工夫に取り組むために、中小企業経営力強化支援法の認定経営革新等支援機関（認定支援機関）等と連携しつつ、ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資等を支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

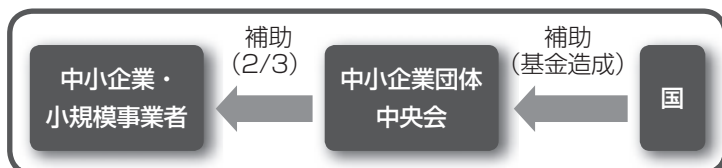
【対象者】

ものづくり中小企業・小規模事業者であり、以下の要件を満たす者。

- (1) 顧客ニーズにきめ細かく対応した競争力強化を行う事業であること
- (2) 認定支援機関に事業計画の実効性等が確認されていること
- (3) 「中小ものづくり高度化法」22分野の技術を活用した事業であること

【対象経費】

原材料費、機械装置費、試作品の開発に係る経費（人件費含む）等



事業イメージ

試作開発

ニッチ分野特化型（溶接等）

潜在的なニーズがあるにもかかわらず、他社が気づかないまたは市場規模が小さいため参入しない隙間となっているニッチ分野について、町工場の高い技術力と機動力・柔軟性を活かし、試作開発を実施

試作開発+テスト販売

サービス化型（精密機械製造）

単に受注した製品を作るだけでなく、顧客の製品イメージを元に長年培った知恵と経験を活用し、より良い製品を作るための試作開発を行い、積極的に提案

設備投資

小口化・短納期化型（精密金属加工）

取引先の「特急で対応して欲しい」といったニーズに応えるため、IT関連の展示会に足を運び、バーコードによる工程・原価管理システムを導入し、製品管理の効率化と納期短縮化を実現

長野県事務局 TEL 026-228-1171

長野県中小企業団体中央会

〈住所〉長野市大字中御所字岡田131-10 長野県中小企業会館4階

若者の人材育成に取り組む事業主の皆様を支援します！

若者チャレンジ奨励金

(若年者人材育成・定着支援奨励金)

35歳未満の非正規雇用の若者を、自社の正社員として雇用することを前提に、自社内での実習(OJT)と座学(OFF-JT)を組み合わせた訓練(若者チャレンジ訓練)を実施する事業主の方に、奨励金を支給します。

◎ 訓練奨励金：訓練実施期間中に訓練受講者1人1月あたり15万円

◎ 正社員雇用奨励金：訓練終了後、訓練受講者を正社員として雇用した場合に、1人あたり1年経過時に50万円、2年経過時に50万円(計100万円)

※ 派遣先事業主の方が、派遣元事業主の方と訓練実施計画を共同で作成し、紹介予定派遣により受け入れる派遣労働者を自社の正社員として雇用することを前提に訓練を実施する場合は、派遣先事業主の方に奨励金を支給します。

若者チャレンジ訓練の対象となる者

35歳未満の若者であって、以下のいずれにも該当する者

- ◎ 過去5年以内に訓練を実施する分野で正社員として概ね3年以上継続して雇用されたことがない者等であって、登録キャリア・コンサルタント^{*}により、若者チャレンジ訓練へ参加することが適当と判断され、ジョブ・カードの交付を受けた者
 - ◎ 訓練を実施する事業主と期間の定めのある労働契約を締結する者等
- ※ ジョブ・カードを交付することができるキャリア・コンサルタントとして厚生労働省または登録団体に登録された者です。

若者チャレンジ訓練の主な要件

- 自社内での実習(OJT)と座学(OFF-JT)を組み合わせた訓練であって、全体の訓練時間に占めるOJTの割合が1割以上9割以下であること。
- 1か月当たりに換算した訓練時間数が130時間以上であること。
- 訓練受講者の訓練期間中の主要な労働条件(就業時間、休日及び賃金形態)が訓練受講者を正社員として雇用する場合と同じであること。(※派遣先事業主の方の場合は一部要件が異なります。)
- 訓練の実施期間が3か月以上2年以下であること。
 - ※ 自社内での実習(OJT)と自社の従業員を講師として行う座学(OFF-JT)を実施できる時間は合わせて1920時間(1年相当)となるため、1920時間(1年相当)以上の訓練を実施する場合は、1920時間(1年相当)を超える部分について、外部の教育訓練機関または外部の講師を活用してOFF-JTを実施する必要がありますので、注意してください。
- 実習(OJT)と座学(OFF-JT)のそれぞれについて、訓練科目名、実施内容、実施時間等が明確に示された訓練カリキュラムを作成すること。
- ジョブ・カード様式4(評価シート)を作成し、当該評価シートにより訓練受講者の職業能力評価を行うこと。
 - ※ 奨励金の支給を受けようとする事業主の方は、以上の要件等に該当する訓練の実施計画を作成し、労働局長の確認を受けた上で、当該訓練実施計画に基づき訓練を実施する必要があります。
 - なお、OJTとOFF-JTの両方またはどちらか一方について、実際に訓練を実施した時間数が、計画した時間数の8割を下回る場合は、奨励金は支給されません。

主な手続きの流れ

① 訓練実施計画の届出

訓練実施計画を作成し、都道府県労働局（またはハローワーク）へ提出

※ 提出は原則として訓練開始日の1か月前までをお願いします。

② 訓練実施計画の確認

労働局（またはハローワーク）が訓練実施計画の内容を確認

※ 確認後、確認印を押印した訓練実施計画の写しを交付します。

③ 訓練受講者の募集・決定

（新たに訓練受講者を雇い入れる場合）

ハローワーク、民間職業紹介機関等に求人を提出し、訓練受講者を募集

※ 事業主の直接募集も可

（既に雇用している者に訓練を実施する場合）

社内で訓練受講者を募集

※ 訓練受講者は、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを受け、ジョブ・カードの交付を受ける必要があります。ハローワークに求人を提出する場合は、ハローワークに所属する登録キャリア・コンサルタントがキャリア・コンサルティングを行います。ハローワーク以外の方法により訓練受講者を募集する場合や既に雇用している者に訓練を実施する場合は、ジョブ・カードセンター等に所属する登録キャリア・コンサルタントがキャリア・コンサルティングを行います。

④ 訓練の実施

訓練実施計画に基づき訓練を実施

※ 訓練実施計画の確認を受けた日の翌日から起算して6か月以内に訓練を開始する必要があります。

⑤ 訓練奨励金の支給申請

訓練終了後、支給申請書を労働局（またはハローワーク）へ提出

※ 提出は訓練終了日の翌日から起算して2か月以内に行う必要があります。（また、1年以上の訓練を実施する場合は1年単位で2期に分けて申請を行うことができます。）

⑥ 正社員雇用奨励金の支給申請

訓練修了者を正社員として雇用し、1年または2年が経過した時点で、支給申請書を労働局（またはハローワーク）へ提出

※ 提出は訓練修了者を正社員として雇用した日から起算して1年の日または2年の日の翌日から起算してそれぞれ2か月以内に行う必要があります。また、訓練修了者を訓練終了日の翌日から起算して1か月以内に正社員として雇用する必要があります。

- 奨励金の詳細や手続き等は労働局またはハローワークにお問い合わせください。
- また、訓練実施計画の作成、訓練の実施準備等の各種支援をジョブ・カードセンターが実施しています。



経営者の労災24時間

中小企業経営者のベストパートナー

経営者傷害共済 (傷害共済K型)



企業防衛の第一歩は、経営者への備えから!

ケガによる死亡補償

2,000[※]万円

後遺障害・入院・通院も対象となります。

※満75歳以上の方は、1,000万円となります。

詳細はパンフレットをご覧ください。

継続は
85歳まで!

- 24時間補償 ●業種や職種、年齢にかかわらず一律の共済掛金
- 法人で負担した共済掛金は損金計上可能

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

☎0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

【東信支部】上田市常田2丁目20-26 トキダビル3階

【中信支部】松本市中央1丁目23-1 松本商工会館3階

【南信支部】諏訪市高島2丁目1201-40 RAKO華乃井ホテル バレス1階

【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.026(269)0885

TEL.0268(24)1789

TEL.0263(33)0510

TEL.0266(78)4033

TEL.0265(24)7099

三井生命から長野県中央会の会員組合に所属する組合員の皆さまへ

BESTパートナー
三井生命

長野県中央会団体扱『オーナーズプラン』のご案内 『パートナーズプラン』



月払契約の場合、団体扱となり、
一般扱(口座振替月払等)で
ご契約いただくよりも、**保険料が割安**になります。

☆お取り扱いにあたっての詳細は、
下記までお問い合わせ願います。



☆ご検討にあたっては、該当のパンフレット、「ご契約のしおりー約款」、
「設計書(契約概要)」、「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

「オーナーズプラン」のご契約要件

- ★ご契約者さま
長野県中央会会員組合に所属する組合員(法人または個人事業主)。

「パートナーズプラン」のご契約要件

- ★ご契約者さま
長野県中央会会員組合に所属する組合員(法人または個人事業主)に勤務する役員・従業員。

【お問い合わせ】

三井生命保険株式会社 長野支社

〒390-0811 松本市中央1-21-8 三井生命松本ビル2F
TEL:0263-34-3585

B-24-1151 (H24.5) 使用期限H25.3

平成25年度 長野県中小企業団体中央会

理事会及び通常総代会開催のお知らせ

◎理 事 会 日 時 平成25年4月25日（木）

午後0時30分より

場 所 「ホテル信濃路」

◎通常総代会 日 時 平成25年5月22日（水）

午後2時より

場 所 「ホテルメトロポリタン長野」

※理事・総代の皆様には予め日程調整をお願いします。

詳細につきましては後日ご案内致します。



人事異動がありました。

平成25年4月1日付で人事異動を行いましたのでお知らせします。

氏名	新	旧
北村 保	調査役	参事
増山 清	連携支援部相談室長	中信事務所・所長
鈴木 幸一	連携支援部・指導監兼開発課・課長	連携支援部開発課・課長
緩詰 哲男	中信事務所・所長	連携支援部支援課・課長
畑山 佳久	連携支援部支援課・課長	東信事務所・副所長
馬場 智也	中信事務所・副所長	南信事務所・副所長
瀬戸口俊二	南信事務所・副所長	中信事務所・副所長
井浦奈津江	総務部総務課・主任	総務部総務課・主事
細田 拓也	連携支援部開発課・主任	連携支援部開発課・主事
重野 崇	東信事務所・主任	東信事務所・主事

☆働きやすい職場環境づくり

「企業の社会的責任（CSR）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ

“あなたにもできる。ライフスタイルの見直しで、1人1日1kgのCO₂削減”

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2013

4

No.437

第437号 平成25年4月10日発行
購読料年間3,000円（消費税・送料込み）

発行人 佐々木正孝

発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町131-10
中小企業指導センター内
TEL.026-228-1171

印刷所 カシヨ株式会社



人を思う。未来を思う。

商工中金

個人向け新型定期預金

マイハーベスト

有利な金利設定

1年、2年、3年から期間が選べる

固定金利の半年複利

お預け入れは50万円から

長野支店

〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11
☎026(234)0145(代)

諏訪支店

〒392-0026 諏訪市大手1-14-6
☎0266(52)6600(代)

松本支店

〒390-0811 松本市中央2-1-27
松本本町第一生命ビル1F
☎0263(35)6211(代)